

# 九州吹奏楽連盟規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は九州吹奏楽連盟と称する。

(事 務 所)

第2条 本連盟は事務局を朝日新聞社企画事業本部西部企画事業チーム〔福岡市博多区博多駅前2丁目福岡朝日ビル内〕におく。

(組 織)

第3条 本連盟は九州の吹奏楽団体をもって組織し、各地に次の支部をおく。

北九州支部・筑豊支部・福岡支部・佐賀支部・長崎支部  
熊本支部・鹿児島支部・宮崎支部・大分支部・沖縄支部

## 第二章 目的および事業

(目 的)

第4条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、九州地区の吹奏楽の普及向上に寄与すると共に、団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト
- (2) 講習会・研究会等の開催
- (3) 吹奏楽曲創作の奨励および普及
- (4) 各県吹奏楽普及事業の助成
- (5) その他適当と認めた事業

## 第三章 役員および事務局

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 理 事 22名以内（理事長1名・副理事長3名を含む。ただし、1名は朝日新聞西部本社お客様担当部長を議決権を有しない副理事長とする。）
- (2) 常任理事 若干名
- (3) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 理事は次のとおり選任する。
  - ① 各支部より1名（原則として正会員もしくは支部長）
  - ② 学識経験者を理事に加えることができる。ただし、学識経験者の数は理事総数の2分の1をこえてはならない。
- (2) 理事長は理事会で互選する。ただし、役員選考会で候補者を選任する。
- (3) 副理事長および常任理事は、理事会の議決を得て、理事長が理事の中から選任する。
- (4) 監事は理事会で選任する。ただし、役員選考会で候補者を選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、その職務を代行する。また、理事会の決定に従い、日常の業務を遂行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、本連盟の運営事業の遂行に必要な事項を審議し、決定する。
- (4) 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決定に基づき日常の事務に従事する。
- (5) 監事は本連盟の事業の運営ならびに会計を監査し、理事会・総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または後任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 本連盟の事務を処理するために事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長および事務局次長、その他の職員をおく。
- (2) 事務局長および事務局次長は、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
- (3) 職員は有給とする。
- (4) 職員は理事長が任免する。

## 第四章 名誉会長・会長・顧問および参与

(名誉会長および会長)

第11条 本連盟に名誉会長および会長をおくことができる。

- (1) 名誉会長および会長は理事会の議決により推薦する。

(顧問および参与)

第12条 本連盟に顧問および参与をおくことができる。

- (1) 顧問および参与は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問および参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

## 第五章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は総会・理事会・常任理事会・事業特別委員会・事業部会・支部長会・事務局長会とする。

(総会)

第14条 総会は理事、各支部事務局長および1名の支部代表で組織し、毎年1回会計年度終了後理事長が招集する。なお、支部代表の員数は、加盟団体数50団体をこえるごとに1名を追加することとする。

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員選任についての承認
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 事業報告および収支決算についての事項
- (4) 規約の決定および変更に関する事項
- (5) その他本連盟に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会)

第16条 理事会は理事をもって組織し、理事長がこれを招集する。

- (1) 理事会は定例会を年3回とする。
- (2) その他理事長が必要と認めたとき、および理事総数の3分の1以上から請求されたときは招集する。

第17条 理事会は次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき原案の事項
- (2) 役員・監事の選任に関する事項
- (3) 細則の決定および変更に関する事項
- (4) 名誉会長・会長・顧問および参与などの推薦に関する事項
- (5) 各事業に関する企画・実施に関する事項
- (6) その他

(常任理事会)

第18条 常任理事会は理事長・副理事長・常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

第19条 常任理事会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 総会・理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議運営の準備に関すること。
- (2) 総会・理事会決定事項の処理に関すること。
- (3) 全日本吹奏楽連盟および、その他の文化団体との連絡に関すること。
- (4) その他事業遂行に必要な事項。

(事業特別委員会)

第20条 本連盟が主催・主管する事業ごとに委員会を組織し、必要に応じ理事長がこれを招集し、事業を遂行する。

第21条 事業特別委員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・運営計画とその実施
- (2) 会計の実施
- (3) その他必要事項

(支部長会)

第22条 支部長会は理事長・支部長をもって組織し、理事長がこれを招集する。

第23条 支部長会は次の事項について協議する。

- (1) 本連盟の理念(指針・方針)に関する事項
- (2) 運営に関する事項
- (3) 役員を選考に関する事項
- (4) その他の事項

(事務局長会)

第24条 事務局長会は理事長・副理事長・事務局・各支部事務局長で組織し、理事長がこれを招集する。

第25条 事務局長会は次の事項を研修・協議する。

- (1) 本連盟の理念(指針・方針)に関する事項
- (2) 支部運営に関する事項
- (3) その他の事項

(会議の進行と定数)

第26条 会議の議長ならびに司会者は次のとおりとする。

- (1) 総会の議長は理事の互選とする。

- (2) 理事会の議長は理事長とする。
- (3) 常任理事会の議長は理事長とする。
- (4) 委員会の司会者は委員長とする。
- (5) 支部長会の司会者は支部長の互選とする。
- (6) 事務局長会の司会者は副理事長とする。

第27条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第28条 会議の議決は出席の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。なお、総会での議決権は支部長・各支部事務局長・1名の支部代表および、加盟団体50団体を越えるごとに1名加えられる支部代表とする。ただし、本規約の改廃については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第六章 県吹奏楽連盟および管内支部

(県連盟および管内支部)

第29条 県吹奏楽連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員となり、その法人の地域区分による九州支部に所属する。

第30条 九州吹奏楽連盟に加盟する県吹奏楽連盟および管内支部は毎年1回それぞれに総会を開き、その決定にもとづく下記書類を5月末までに本連盟に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体名簿および事務所所在地
- (2) 役員組織一覧表
- (3) 事業計画および予算
- (4) 前年度の事業報告および会計報告

第31条 各県吹奏楽連盟および管内支部は毎年6月末までにその年度の会費(500円)および支部賛助金(2,400円)を加盟団体数により納入する。

## 第七章 部門別部会

(部門別部会)

第32条 規約第4条、第5条にもとづき、次の部門別部会をおく。

- (1) 小学校部門 (名称) 九州小学校吹奏楽連盟
- (2) 中学校部門 (名称) 九州中学校吹奏楽連盟
- (3) 高等学校部門 (名称) 九州高等学校吹奏楽連盟
- (4) 大学部門 (名称) 九州大学吹奏楽連盟
- (5) 職場部門 (名称) 九州職場吹奏楽連盟
- (6) 一般部門 (名称) 九州一般吹奏楽連盟

第33条 部門部会ごとの規約については、理事会の議決を経て総会の承認により別に定める。

## 第八章 会計

(経費の支弁)

第34条 本連盟の経費は支部賛助金・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。

第35条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、昭和48年度は昭和48年3月1日からとする。

## 付

## 則

- 1 本規約は昭和34年4月1日制定施行
- 2 " 昭和45年6月28日改正施行
- 3 " 昭和48年3月27日 "
- 4 " 昭和48年6月11日 "
- 5 " 昭和53年3月5日 "
- 6 " 昭和54年4月28日 "
- 7 " 昭和56年4月29日 "
- 8 " 昭和57年4月29日 "
- 9 " 昭和58年5月3日 "
- 10 " 平成元年4月30日 "
- 11 " 平成7年5月7日 "
- 12 " 平成14年4月28日 "
- 13 " 平成15年5月4日 "
- 14 " 平成25年4月28日 "
- 15 " 平成27年4月26日 "

## 第九章 補

## 則

第36条 この規約施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。